

総合体育館プール防火戸改修工事

番号	図面名
A - 01	改修特記仕様書（１）
A - 02	改修特記仕様書（２）
A - 03	附近見取図、配置図
A - 04	平面図
A - 05	平面詳細図、展開図
A - 06	【新設】建具表
A - 07	【撤去】建具表

総合体育館プール防火戸改修工事

特記仕様書

2026.07

2026.07

I 工 事 概 要

1. 工事場所

高知市大原町158番地

2. 工事種目

【総合体育館】 鉄筋コンクリート造 4階建て 延べ面積 9,326.97㎡
1) 建具改修
①特定防火設備取替 一式

3. 関連工事等

・電気設備工事・機械設備工事・ガス設備工事・昇降機設備工事・植栽工事
・合併処理装置設置工事・外構工事 〇高知市総合運動場LED化推進業務委託

4. 概成工期

・完成期限の()日前 (令和 年 月 日)
総合試運転調整 ・実施する ・実施しない

5. 部分使用(工事請負契約書第34条第1項)

令和8年12月25日からは、全ての室内部分を使用する。

II 建 築 工 事 仕 様

1. 特記仕様

1) 項目は、番号に〇印の付いたものを適用する。
2) 特記事項は、〇印の付いたものを適用する。〇印のつかない場合は、※印の付いたものを適用する。
①印と〇印の付いた場合は、共に適用する。
3) 特記事項に記載の()内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。
特記事項に記載の[]内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。
特記事項に記載の< >内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

2. 適用基準等

図面及び特記事項に記載されていない事項は、全て国土交通省(建設)大臣官房官庁営繕部監修の以下による
・公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和7年版)
〇公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和7年版)
〇建築工事標準詳細図 (令和4年版)
・敷地調査共通仕様書 (令和4年版)
〇建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版)

3. 「週休2日制工事」の実施について

※対象 (・選択Ⅰ型 〇選択Ⅱ型)
本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする。
「週休2日制工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制工事」実施要領(営繕工事編)による。
(https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html)
・対象外(理由:)

4. 「猛暑による作業不能日数」の実施について

※対象 〇見込んでいない (理由: ※過去のWBGT値に基づき算定した日数が0日のため)
・見込んでいる (作業不能日数: ※現場説明書による)
・対象外(理由:)

5. 「中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更」について

※適用する(現場説明書による) ・適用しない

項 目

特 記 事 項

一般共通事項

① 工事実績情報システム(コリンズ)への登録(請負金額500万円以上)(受注、変更、完成時)

登録の手続きについては、(一財)日本建設情報総合センターの「建設実績情報のコリンズテクリス登録システム利用規約」による。 [1.1.4]

② 情報共有システム

・適用する ※適用しない
機能要件 (・現場説明書による) [1.1.5]

③ 遠隔臨場の実施

・適用する ※適用しない
実施内容 (・現場説明書による) [1.1.14]

4 総合工程表

原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。

5 総合図

工事の施工に先立ち別契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承諾を受ける。 [1.2.3]

⑥ 工事日誌

週ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。 [1.2.4]
また、工事の経過が明確にわかる写真を貼付すること。

⑦ 工事写真

工事写真は1版程度とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し1部提出する。(A4版台紙) [1.2.4]
撮影方法は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領(令和5年版)」による。
デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承諾を受ける。
なお、実施については、国営建技第14号(令和5年3月1日付)「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」による。

⑧ 下請負者の報告

各下請負者については下請負契約前に監督職員に報告する。

⑨ 電気保安技術者

適用する。 [1.3.3]

⑩ 施工条件

施工日及び施工時間 ※1.3.5(1)(7)による。 [1.3.5]
・施工順序 ・図示
工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所
※ 仮囲内 〇 図示

項 目

特 記 事 項

11 交通誘導警備員

その他の施工条件

- ・資機材の搬出入時など、工事関係車両(乗用車も含む)が敷地内を通行する際には、必ず誘導するものをつけ、公道まで徐行すること。
- ・登下校時間帯や休み時間等は車両の通行を中止する等必要な配慮をする。

〇A-04

交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法(昭和47年法律第117号)第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。

配置人員等

- ・令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間は 名常駐する。
- ・作業日は 名常駐する。その他監督職員と協議し、適宜配置する。
- ・監督職員と協議し、適宜配置する。

配置人員の資格

- ・1名以上/1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者(1級又は2級)を配置する工事。
- ※交通誘導に關し、1名以上/1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。

資格	資格要件	配置人数
1, 2級交通誘導警備検定合格者(交通誘導警備員A)	交通誘導警備に關して、公安委員会が学科及び実務試験を行い、専門的な知識及び技能を有すると認めたもの	人
交通誘導に關し、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B)	警備業法における指定講習を受講したもの 警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第2条第1項第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に關する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの	人

なお、事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出する。

建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する。

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第30条第2項に基づき指名をする。

産業廃棄物の運搬、処分等については、1.3.12により適切に処分するものとし、 [1.3.12]
事前に監督職員に処理計画書を提出する。
産業廃棄物の運搬、あるいは処分を他業者に委託する場合は、書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。
自己処分場での処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けたうえで承諾を得る。(積替・保管についても同様とする)
産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下廃棄物処理法という)施行令に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。
また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影(現場搬出時及び処分場到着時)し、随時監督職員に報告する。
廃棄物処理法を遵守し、工期内に最終処分(埋立処分、海洋投入処分又は再生)を終了しなければならない。
また、産業廃棄物管理票(以下マニフェストという)により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にそのE票の写しを提出する。
ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、監督職員にそのB2票の写しを提出する。また、最終処分終了後速やかにE票の写しを提出する。
なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。
・引渡しを要するもの (・)
・現場再利用を図るもの (・)
〇再資源化を図るもの (※コンクリート ※コンクリート及び鉄から成る建設資材 ※木材 ※アスファルトコンクリート)
特別管理産業廃棄物の施工計画調査
※行う ・行わない
分析調査
※施工計画調査の結果により、監督職員と協議する。
・行う (・) ・行わない

・PCBを含む機器類	
・変圧器	
・コンデンサ	
・蛍光灯、HID灯器具の安定器	
・その他()	

・PCB含有シーリング材	
・廃油	
・廃酸 廃アルカリ	
・臭化リチウム水溶液	
・電池の溶解液	
・ダイオキシン類	

再生資源利用(促進)計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム(コプリス・プラス)により作成し、提出は以下による。
a) コプリス・プラスについては、建設副産物情報センターのホームページ(https://fkplus.jacic.or.jp)より、利用申請等を行うことができる。
b) 建設資材の利用量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式1)を、完成資料として監督職員に提出する。
c) 建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式2)を、完成資料として監督職員に提出する。
d) 受注者は再生資源利用(促進)計画書(現場掲示用様式)を工事現場の見やすい場所に掲げること。
e) 受注者は作成したデータを含め、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後5年間保存する。

工事請負契約後、速やかに工事事務物、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。保険期間は、工事着工のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。

※ 金銭的保証方式 ・
・有 〇 無

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)及び「高知県グリーン購入基本方針及び実施計画」に基づき、重点調達品目については、積極的に利用すること。なお、重点調達品目の中で木材・木材製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法律に照らして合法なものを使用する。

⑫ 工事安全計画書

13 統括安全衛生管理義務者の指名

⑭ 発生材の処理

20 石綿含有建材の調査

木材・木材製品等については、県産木材納入証明書、県外産合法木材納入証明書を監督職員に提出すること。 [1.4.2]

事前調査の報告 一定規模以上の工事は労働基準監督署と高知市に報告が必要となる [1.5.1]
事前調査範囲 ※ 改修範囲
事前調査は、建築物石綿含有建材調査者(特定、一般)又は、令和5年9月30日までに(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録されたものが行うこと。
貸与資料 ※ 有 (・既存の設計図書)
分析調査 ※ 無
※ 書面調査及び現地での目視調査の結果により、監督職員と協議する。
・行う (調査建材使用部位 調査建材名 検体数)
分析方法 ※ 定性分析
定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。

調査範囲 ※ 図示 ・改修建築物の外壁、軒天、パラペット [1.6.2]
調査方法 ※ 外部足場を使用した目視及び打診
破壊部分の補修方法 ※ 現状に復旧
外壁調査は、外壁改修フローに対する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量(幅、長さ、面積)の調査を行う。
また、その調査の結果を立面図等に記載し集計表を添えて電子データと共に、監督職員に報告する。(必要に応じ写真等を添付する)

※ 適用する (〇:一級、●:二級) [1.7.2][1.7.3]

工 事 種 別	技 能 検 定 の 作 業 の 種 別
・仮設工事	※●とび作業(又は足場組立作業主任者)・
・鉄筋工事	※〇鉄筋組立て作業
・コンクリート工事	※〇コンクリート圧送工事作業・〇型枠工事作業
・鉄骨工事	※●とび作業
・ブロック・ALCパネル工事	〇コンクリートブロック工事作業 ・(単一)エーデルシーパネル工事作業
・防水工事	・〇アスファルト防水工事作業 ・〇ウレタンゴム系遮膜防水工事作業 ・〇アクリルゴム系遮膜防水工事作業 ・〇合成ゴム系シート防水工事作業 ・〇塩化ビニル系シート防水工事作業 ・〇セメント系防水工事作業・〇シーリング防水工事作業 ・〇改良アスファルトシートーーチ工法防水工事作業 ・〇FRP防水工事作業
・石工事	※〇石張り作業
・タイル工事	※〇タイル張り作業
・木工事	※〇大工工事作業
・屋根及びびとい工事	・〇かわらぶき ・●スレート工事作業・〇内外装板金作業
・金属工事	※〇鋼製下地工事作業・(単一)金属製バルコニー工事作業
・左官工事	※〇左官作業
・建具工事	・〇ビル用サッシ施工作業 ・〇木製建具製作 ・〇ガラス工事作業
・カーテンウォール工事	※〇金属製カーテンウォール工事作業
〇塗装工事	※〇建築塗装作業
・内装工事	・〇プラスチック系床仕上げ工事作業 ・〇壁装作業 ・●カーペット系床仕上げ工事作業 ・〇畳製作作業 ・〇ボード仕上げ工事作業
・植栽工事	※〇造園工事作業
・その他	・一級又は(単一)樹脂接着剤注入作業(エポキシ樹脂注入工事) ・〇家具手加工作業

適用する技術士について、当該資格を有することが確認できる書類及び資格者が特定できる書類(運転免許証等)の写しを提出する。

化学物質の室内濃度の測定

化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、 [1.7.9]
報告書を監督職員に提出する。
ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼のおける速報等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。
測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。

測定方法
※厚生労働省「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。
測定対象化学物質
※ホルムアルデヒド ※トルエン ※キシレン ※エチルベンゼン
※スチレン ※パラジクロロベンゼン
測定箇所 ()箇所 施工前・施工後(計 回測定)
測定対象室 ()
なお、測定結果が厚生労働省の定める指針値を超えている場合は、原則として本工事の引き渡しを行わないこととする。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。
1 何らかの対策が施された結果、揮発性有機化合物の濃度が厚生労働省の定める指針値以下となったことが確認された場合。
2 濃度測定の結果が、本工事の施工により生じたものでないことが明確である場合。
3 濃度測定が、使用開始後(備品の搬入等を含む)に行われた場合。
本工事の引き渡し後、あるいは、使用開始後に室内の揮発性有機化合物(VOC)の濃度測定が行われ、測定結果が厚生労働省の指針値を超えている場合については、受注者は、工事引き渡し後であっても、その原因究明に当たって協力しなければならない。
また、本工事の施工が原因となって、化学物質の濃度が厚生労働省の定める指針値を超えたものであることが判明した場合は、受注者の負担により、その対策を講じなければならない。

内部養生に合板又は構造用パネルを使用する場合、その合板または構造用パネルのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆、又はそれと同等と認められる製品を使用する。

本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。(記載順序は不同)また、「評価名簿による」と特記されたものについては、(一社)公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」によるもの、又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。
ただし、同等とする場合は、監督職員の承諾を受ける。
県内産資材の優先使用
本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督職員の確認を受けること。
注1: 県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。
ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたものとする。
注2: 県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。

21 施工数量調査

⑮ 技能士及び技能資格者

23 化学物質の室内濃度の測定

24 直接仮設の養生

25 建築材料等

一級建築士事務所 高橋博光建築工房

一級建築士事務所 高知県知事登録 第953号

一級建築士登録 第286964号

高橋博光

高知市 都市建設部 公共建築課

工 事 名

総合体育館プール防火戸改修工事

図 面 名

改修特記仕様書(1) 2026.07 縮 尺

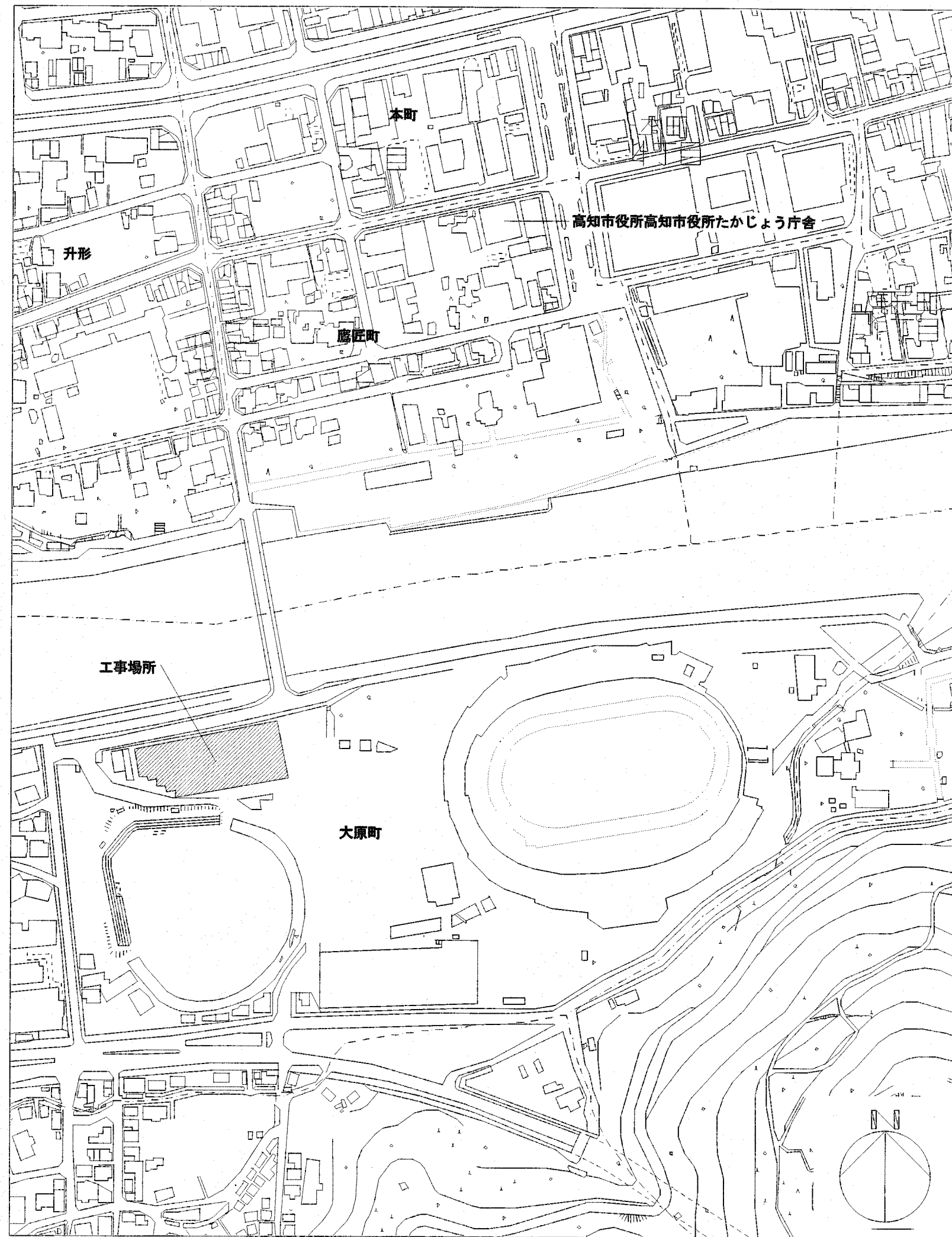
保 係 長 課長補佐 課 長

作 図 年 月 日

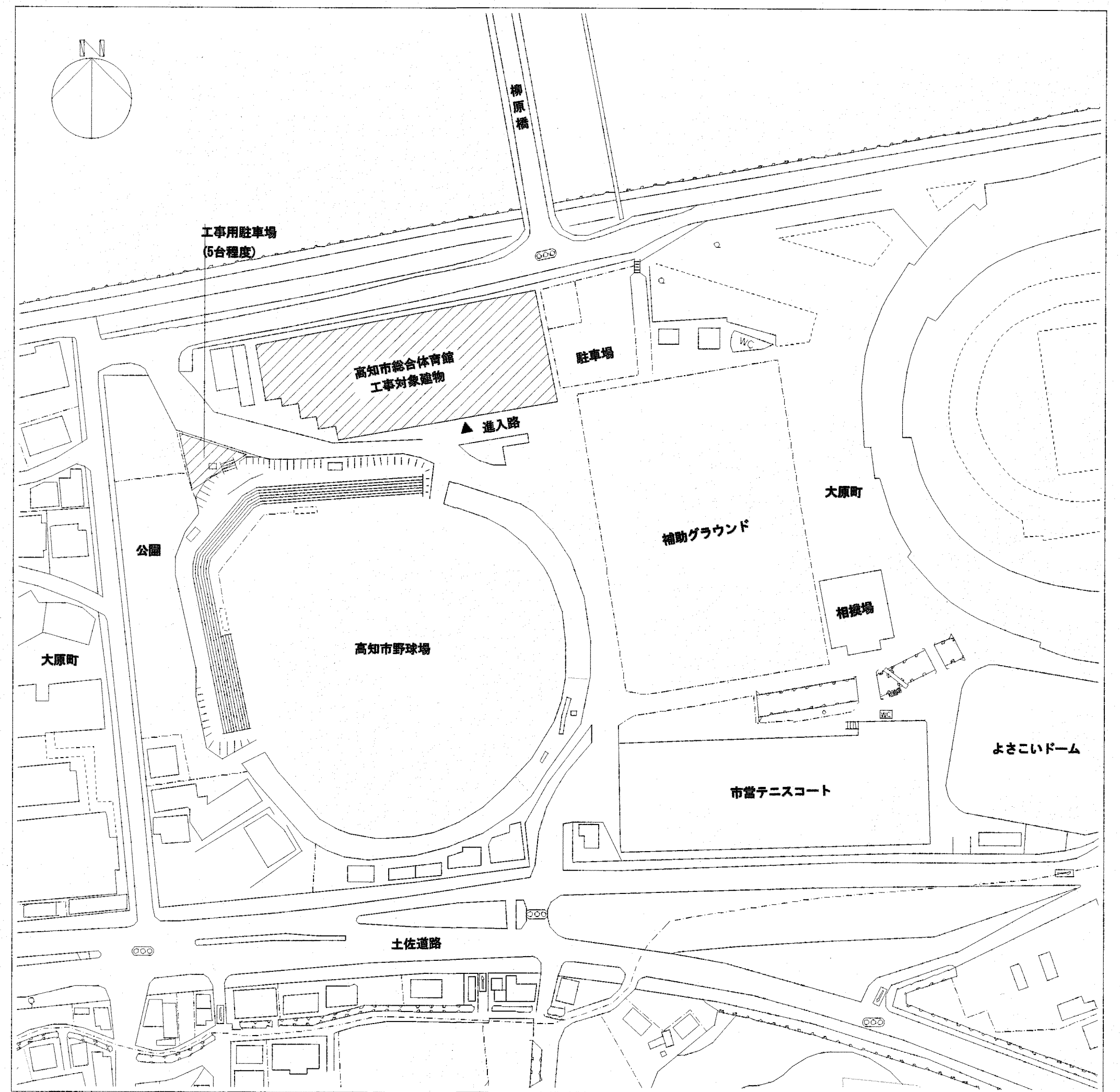
図面番号

A - 01

Form with multiple columns and rows for construction project details, including sections for materials, labor, and safety. It contains various tables for specifications and checklists.



附近見取図



配置図 1/1500

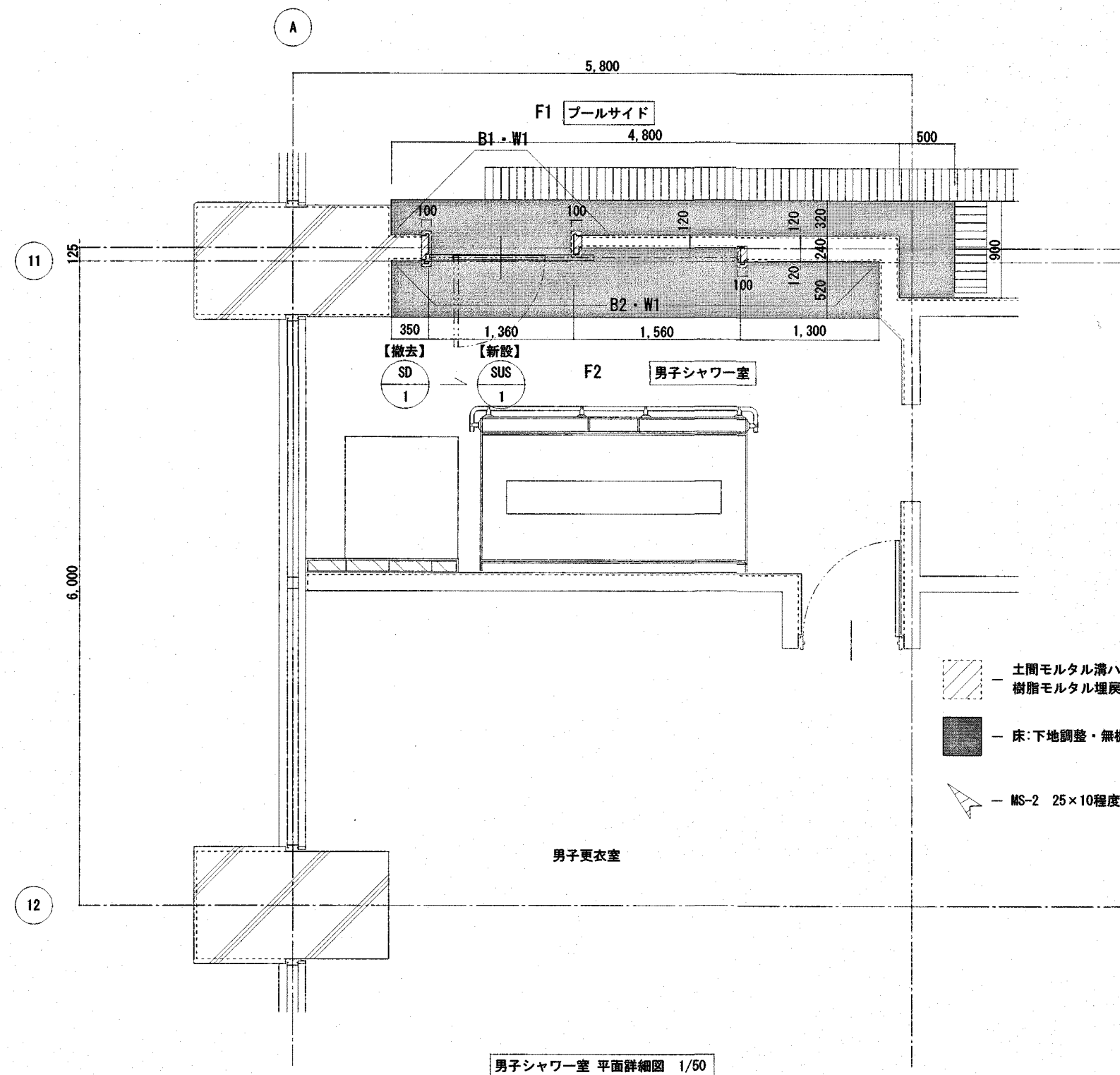
高知市 都市建設部 公共建設課				工事名称	総合体育館プール防火戸改修工事	
係	係長	課長補佐	課長	図面名称	附近見取図、配置図	
				図面尺度	1/1500	図番
						A-03
				一般建築士事務所 高知県知事登録 第963号 高橋博光建築工房 一般建築士登録 第280964号 高橋博光		



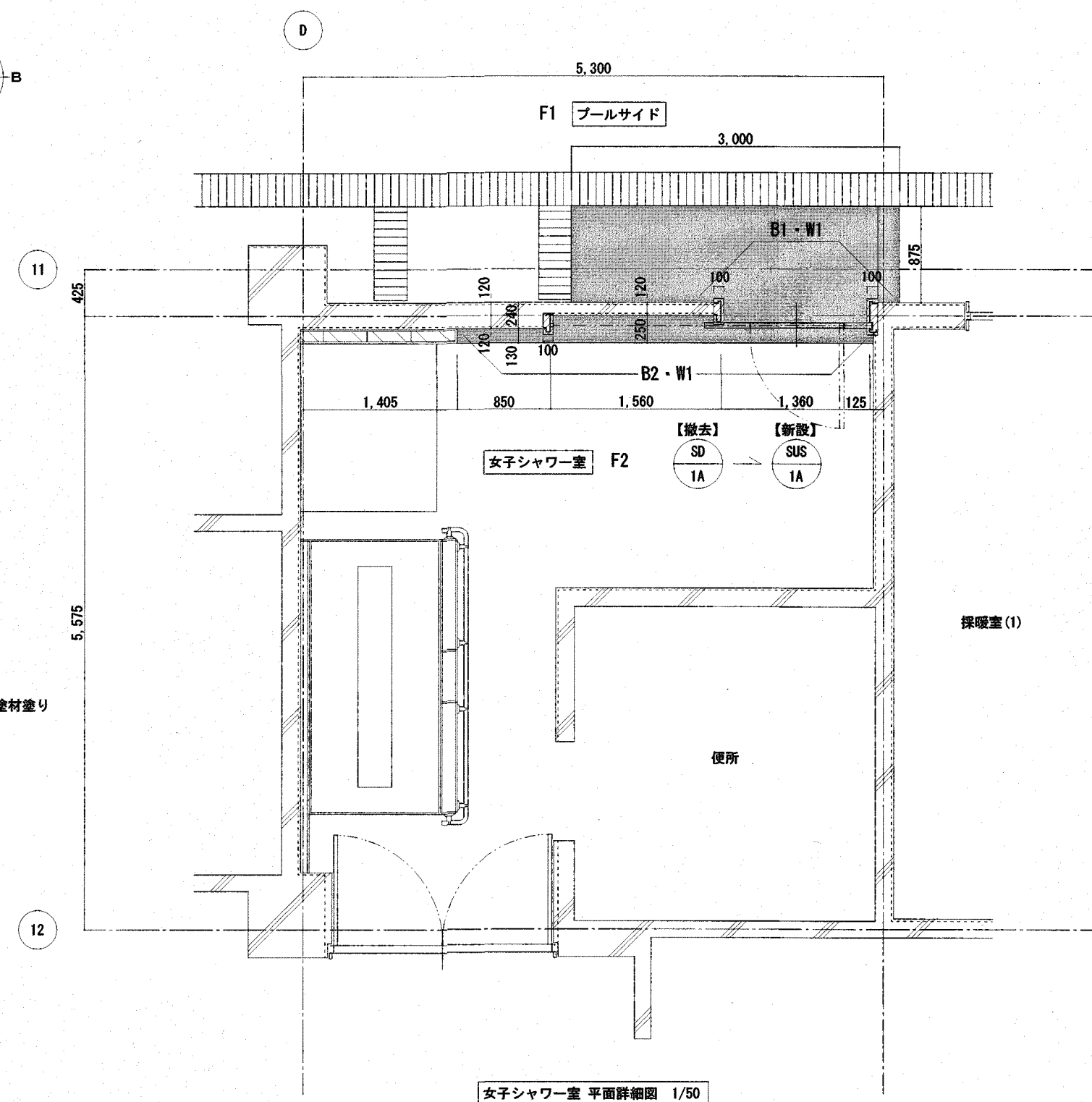
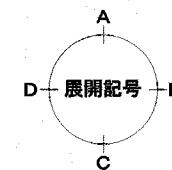
1 階平面図 1/300

施工条件
・現場施工はプール水入替期間(12月1日～12月28日)内とする。

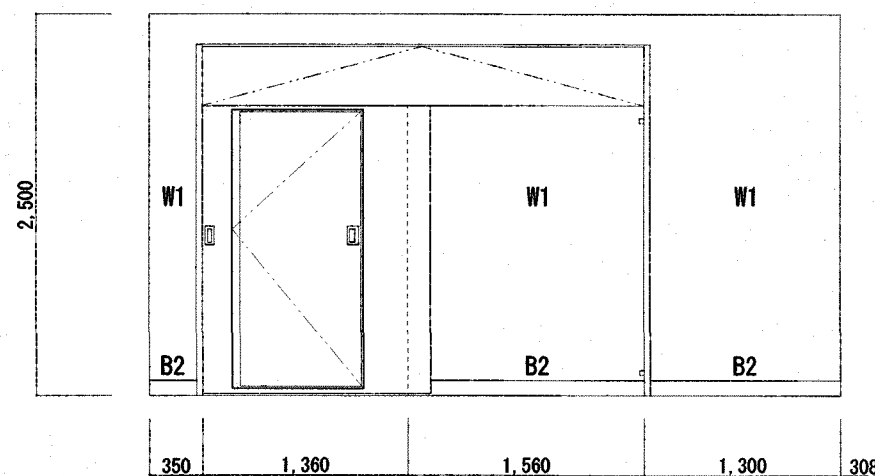
高知市 都市建設部 公共建築課				工事名称	総合体育館プール防火戸改修工事	
係	係長	課長補佐	課長	図面名称	平面図	
				図面尺度	1/300	図番 A-04
				一般建築士事務所 高橋博光建築工房	一般建築士事務所 高知県知事登録 第953号 一般建築士登録 第286864号	図番 高橋博光



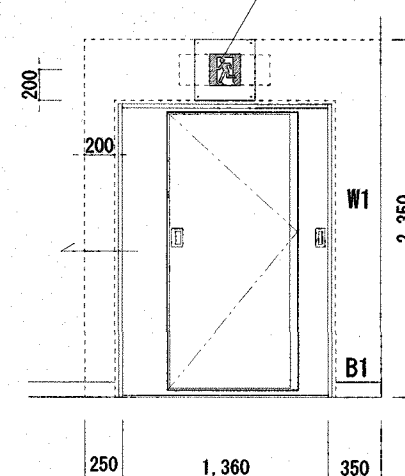
男子シャワー室 平面詳細図 1/50



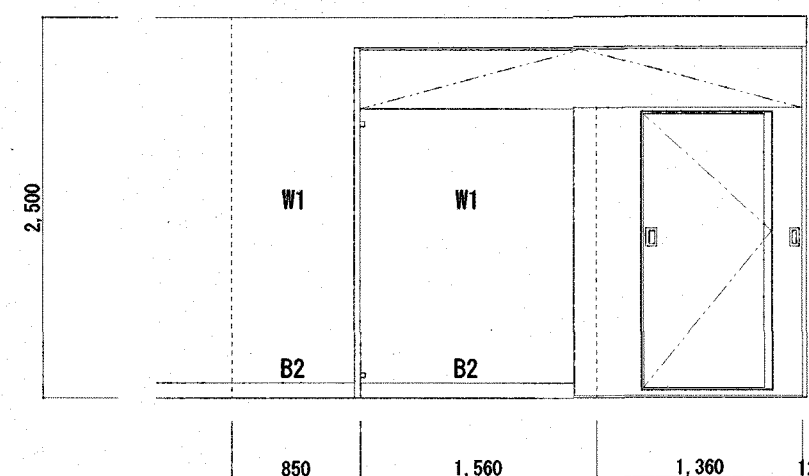
女子シャワー室 平面詳細図 1/50



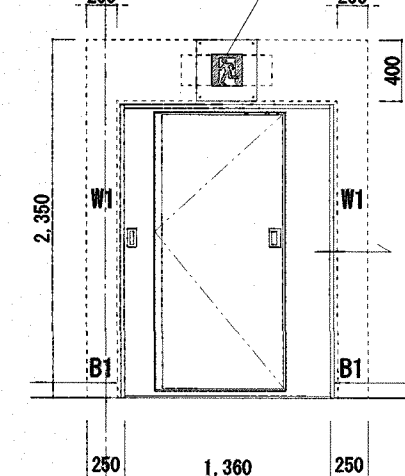
男子シャワー室 A 1/50



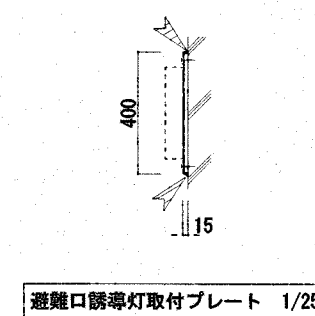
男子シャワー室前 プールサイド C 1/50



女子シャワー室 A 1/50



女子シャワー室前 プールサイド C 1/50



避難口誘導灯取付プレート 1/25

内部仕上表									
室名	床	壁	天井	高知市 都市建設部 公共施設課				工事名称	総合体育館プール防火戸改修工事
プールサイド	F1	改修前 改修後	改修前 改修後	改修前 改修後	改修前 改修後	改修前 改修後	改修前 改修後	図面名称	平面詳細図・展開図
男子シャワー室	F2	改修前 改修後	改修前 改修後	改修前 改修後	改修前 改修後	改修前 改修後	改修前 改修後	図面尺度	1/50
女子シャワー室	F2	改修前 改修後	改修前 改修後	改修前 改修後	改修前 改修後	改修前 改修後	改修前 改修後	図番	A-05
								一級建築士事務所 高橋博光建築工房	一級建築士事務所 高知県知事登録 第953号 一級建築士登録 第286964号 高橋博光

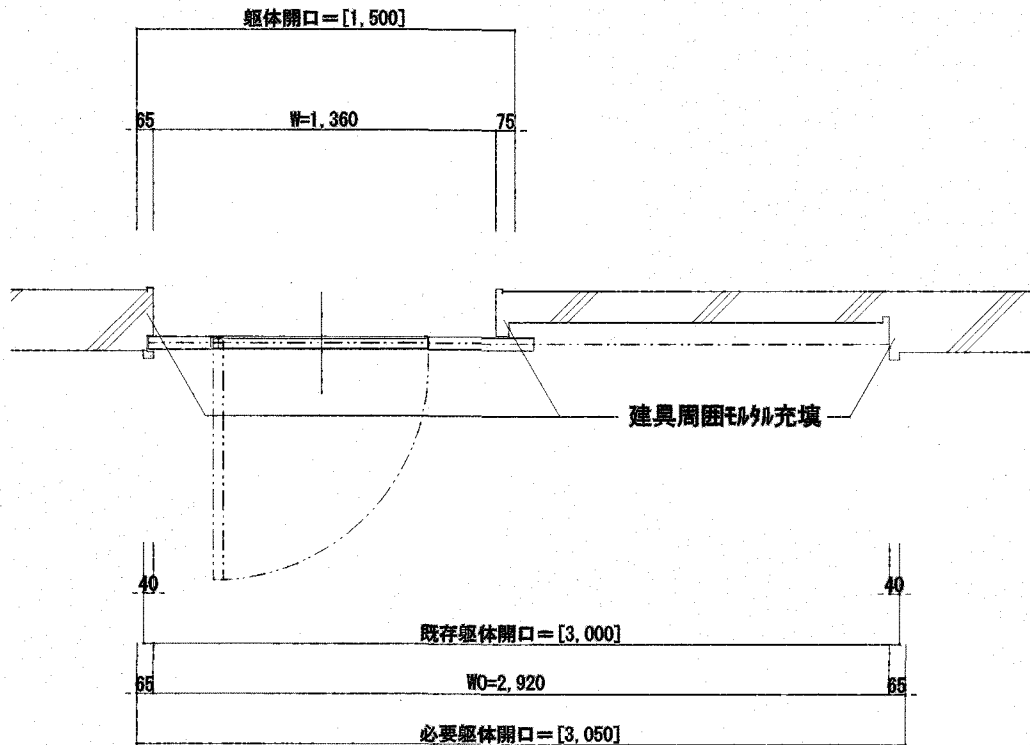
本図は閉鎖状態を示す

プールサイド

防火引き戸（ステンレス） 随時閉鎖式
枠：1.5t SUS 304 #400（普通曲げ）
扉：1.5t SUS 304 #400（普通曲げ）

符 号	数 量	枠性能	充填材	防火区分
SUS 1	1	ST		特定防火設備
金具品名				
引戸用ローゼット	1			
ガイドロー	1			
付属部品	1			
引手	1			
引手	1	潜り戸用		
ピンローゼット	1	潜り戸用		
戸当りゴム	2	戸尻用		
戸当りゴム	4	戸先用		

※平成12年建設省告示第1369号及び
昭和48年建設省告示第2563号に適合した特定防火設備とする。



男子シャワー室

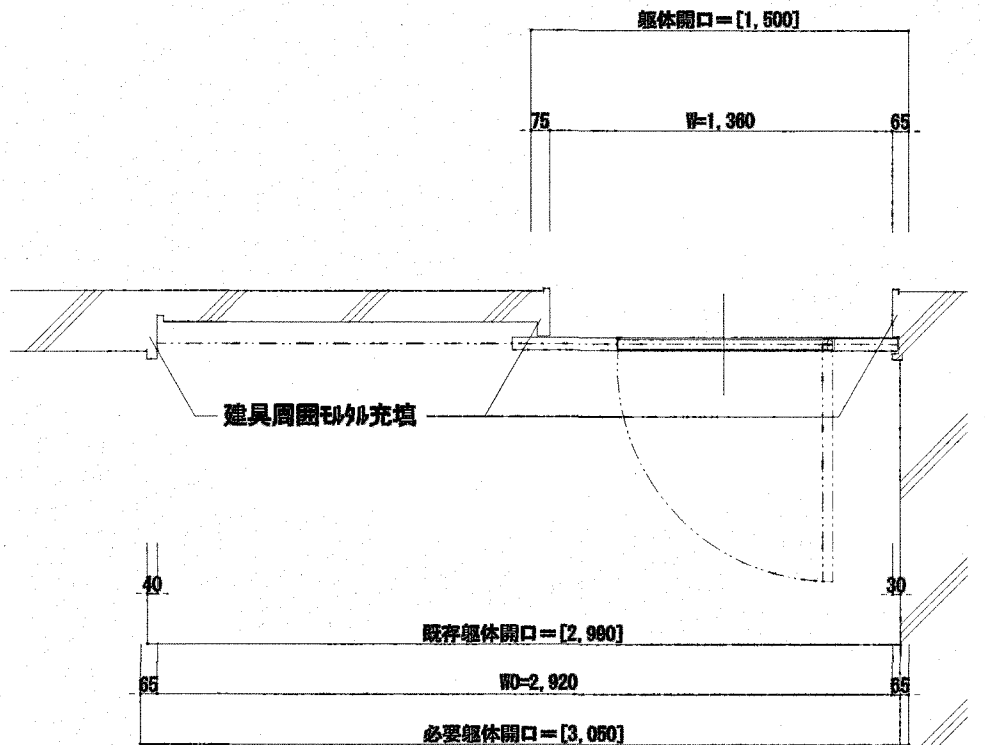
本図は閉鎖状態を示す

プールサイド

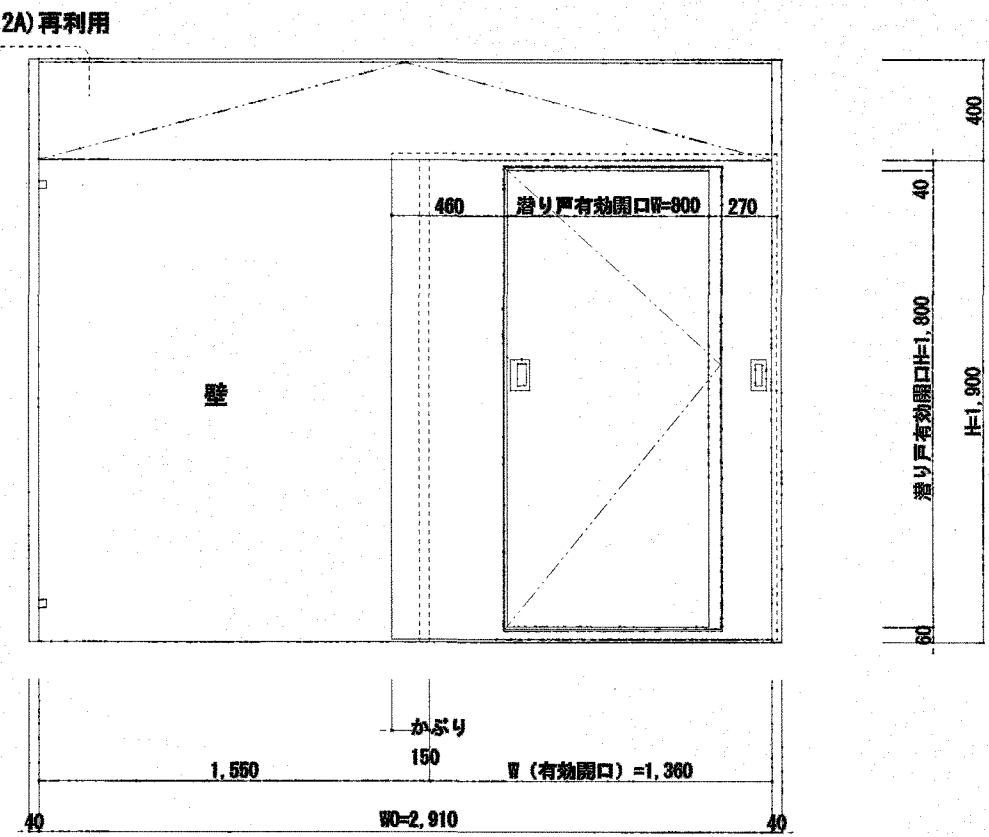
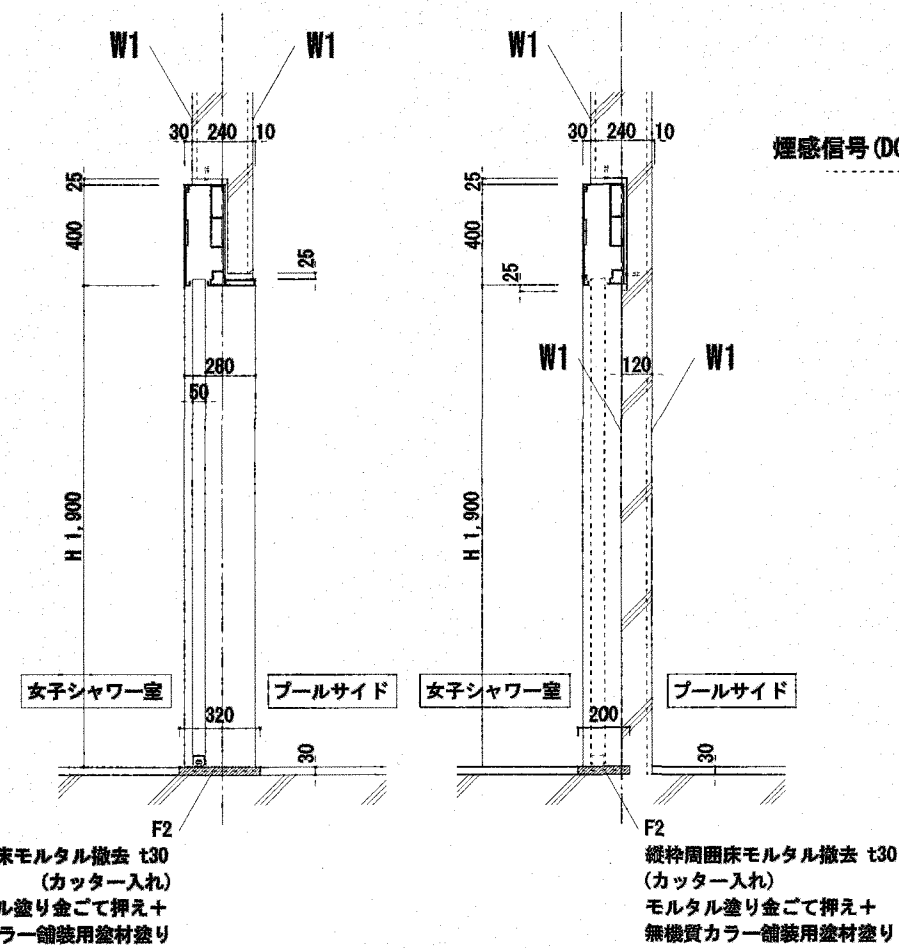
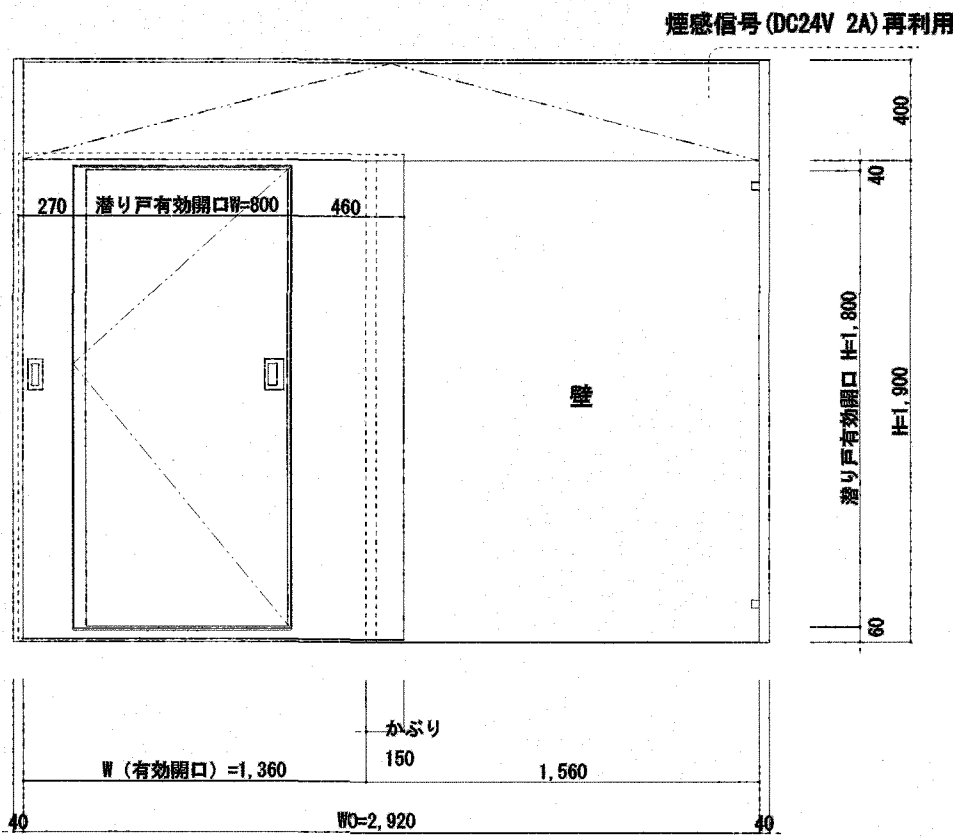
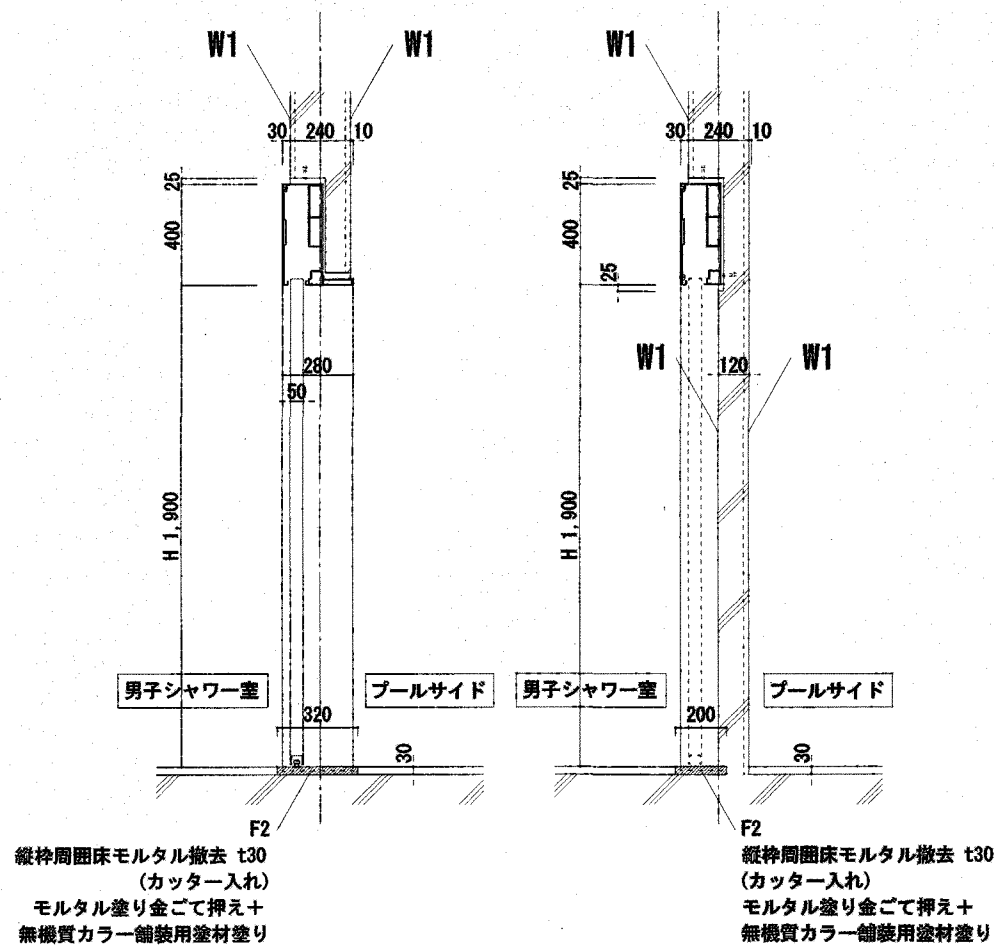
防火引き戸（ステンレス） 随時閉鎖式
枠：1.5t SUS 304 #400（普通曲げ）
扉：1.5t SUS 304 #400（普通曲げ）

符 号	数 量	枠性能	充填材	防火区分
SUS 1A	1	ST		特定防火設備
金具品名				
引戸用ローゼット	1			
ガイドロー	1			
付属部品	1			
引手	1			
引手	1	潜り戸用		
ピンローゼット	1	潜り戸用		
戸当りゴム	2	戸尻用		
戸当りゴム	4	戸先用		

※平成12年建設省告示第1369号及び
昭和48年建設省告示第2563号に適合した特定防火設備とする。



女子シャワー室



※注記
建具製作に先だって、既存建具を計測し製作図を作成し監督員の承諾を得ること。

内部仕上表		高知市 都市建設部 公共建設課										工事名称	総合体育館プール防火戸改修工事		
室 名	床	欄 干	壁	天 井	係	係長	課長補佐	課長	図面名称	【新設】建具表			図番 A-06		
プールサイド	F1 改修前 改修後	コンクリート下地、エポキシ樹脂モルタルt4.0+無機質カラー舗装用塗材塗り 【新設】下地調整、無機質カラー舗装用塗材塗り	B1 改修前 改修後	コンクリート下地、マリンペイント塗り H100 【新設】下地調整、NAD塗り H100	W1 改修前 改修後	コンクリート下地、マリンペイント塗り 【新設】下地調整、NAD塗り			改修前 改修後	既存のまま			一般建築士事務所 高橋博光建築工房	一般建築士事務所 高知県知事登録 第953号 一般建築士登録 第266864号	高橋博光
男子シャワー室	F2 改修前 改修後	モルタル下地、エポキシ樹脂モルタルt4.0+無機質カラー舗装用塗材塗り 【新設】下地調整、無機質カラー舗装用塗材塗り	B2 改修前 改修後	コンクリート下地、マリンペイント塗り H100 【新設】下地調整、無機質カラー舗装用塗材塗り H100	W1 改修前 改修後	コンクリート下地、マリンペイント塗り 【新設】下地調整、NAD塗り			改修前 改修後	既存のまま					
女子シャワー室	F2 改修前 改修後	モルタル下地、エポキシ樹脂モルタルt4.0+無機質カラー舗装用塗材塗り 【新設】下地調整、無機質カラー舗装用塗材塗り	B2 改修前 改修後	コンクリート下地、マリンペイント塗り H100 【新設】下地調整、無機質カラー舗装用塗材塗り H100	W1 改修前 改修後	コンクリート下地、マリンペイント塗り 【新設】下地調整、NAD塗り			改修前 改修後	既存のまま					

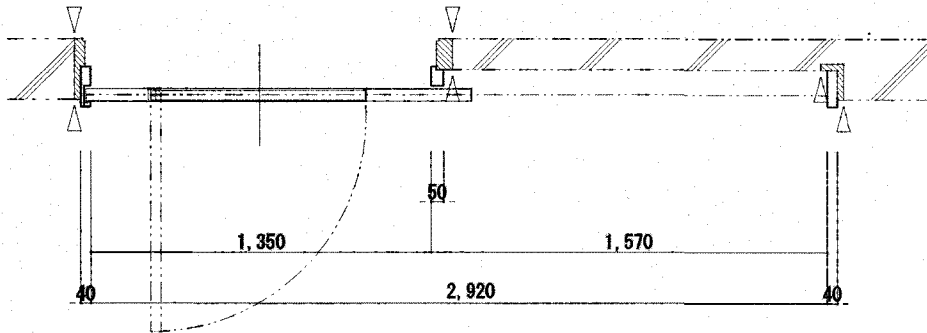
防火引き戸（スチール） 随時閉鎖式

符 号	数 量	枠性能	充填材		防火区分
SD 1	1				特定防火設備
金具品名		備 考			
引戸加ソーセット					
ガイドローラ					
ヒンジ加ソー					
付属部品一式					

防火引き戸（スチール） 随時閉鎖式

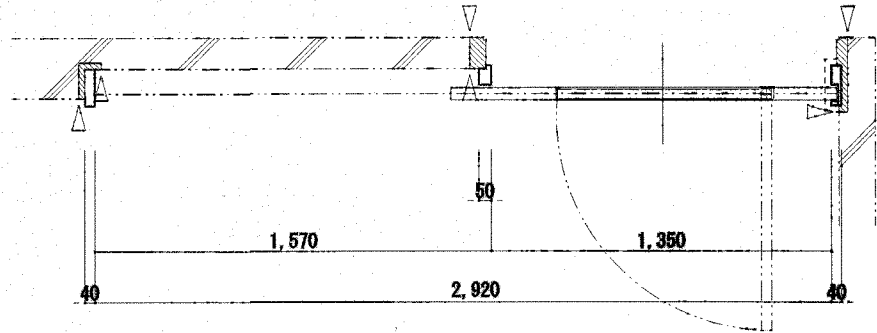
符 号	数 量	枠性能	充填材		防火区分
SD 1A	1				特定防火設備
金具品名		備 考			
引戸加ソーセット					
ガイドローラ					
ヒンジ加ソー					
付属部品一式					

プールサイド



男子シャワー室

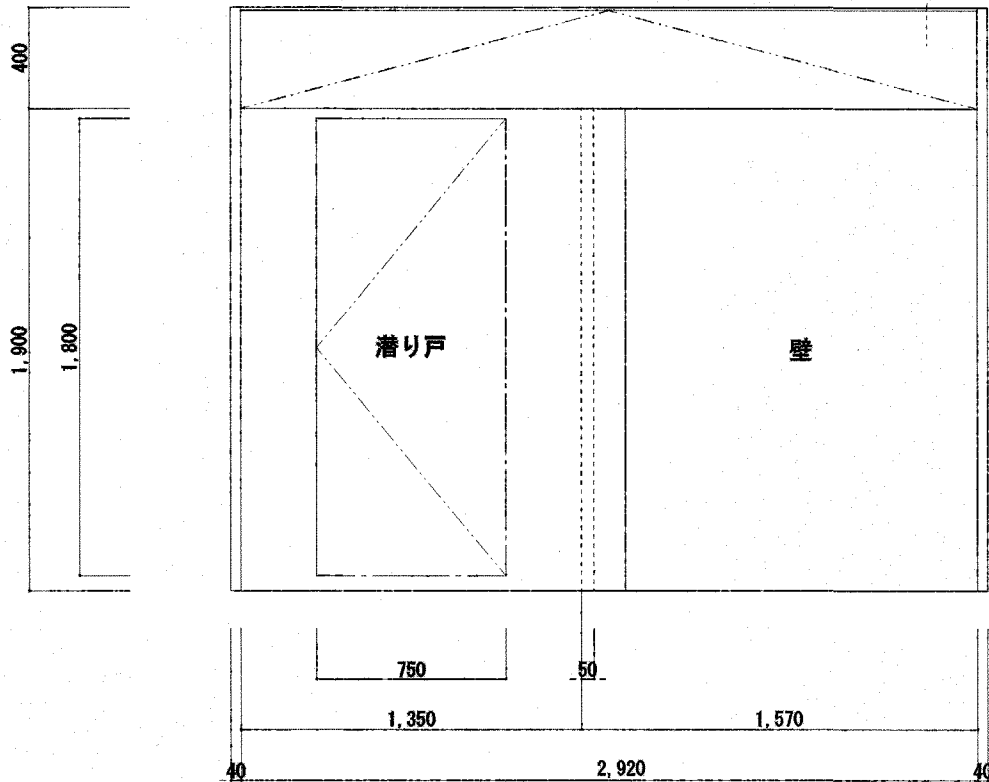
プールサイド



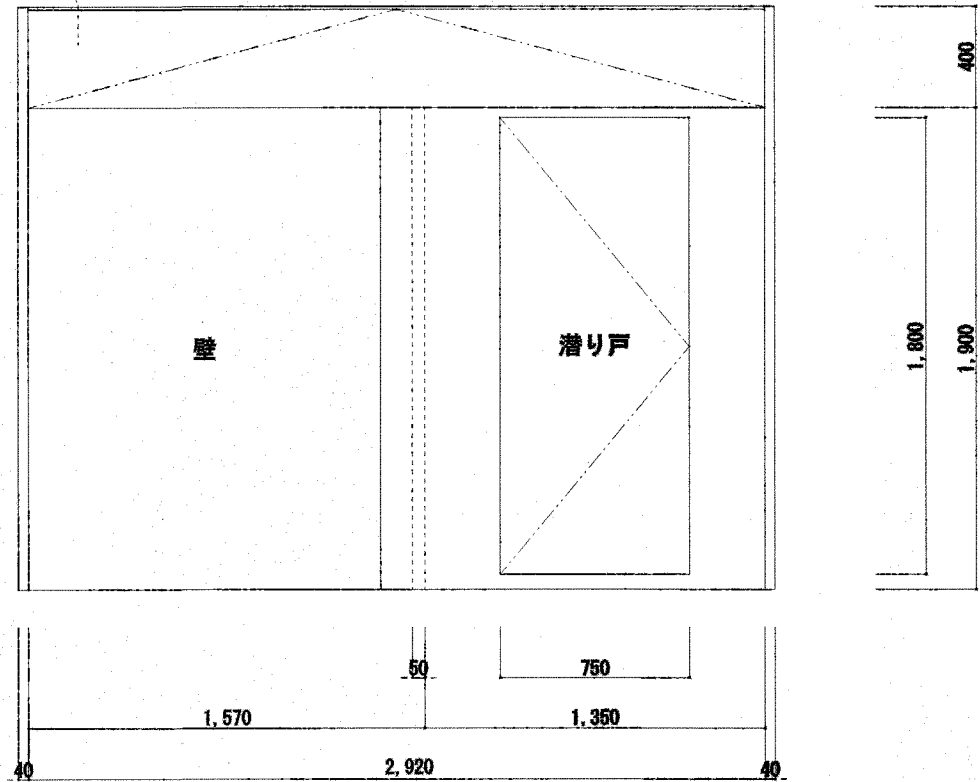
女子シャワー室

- △ -コンクリートカッター入れ
- -コンクリート【撤去】撤去は最小にする。

煙感信号 (DC24V 2A) 取外し、再利用



煙感信号 (DC24V 2A) 取外し、再利用



※注記

既存建具枠は全て撤去する。

枠廻りコンクリートはカッター入れ後撤去する。（コンクリート撤去は最小にする。）

高知市 都市建設部 公共建築課

係

係長

課長補佐

課長

工事名称

総合体育館プール防火戸改修工事

図面名称

【撤去】建具表

図面尺度

1/30

図番

A - 07

一級建築士事務所
高橋博光建築工房

一級建築士事務所 高知県知事登録 第953号
一級建築士登録 第288984号 高橋博光